

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和9年地価調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省不動産・建設経済局長 楠田 幹人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.1	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	2010405009567	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第三号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点(うち430地点は休止)に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,200人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。	43,450,000	43,098,000	99.19%	-	公社	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 沓掛 敏夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集・提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することを目的とする。 道路及び道路交通に関する現況を把握し、道路利用者へ提供することは、行政の責務及び道路管理業務の一部であるため、本業務の受託者には、道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力が求められる。さらに、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、道路交通法第109条の2第2項の交通情報の提供に係る事務を委託できる者として、道路交通法施行規則第38条の7第2項に規定する組織、設備及び能力を有する法人であり、道路情報収集・提供を行うためのシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有している。また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、当センターは電気通信事業法に基づき、災害等非常事態発生時に通信制限が発生した際にも優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体であり、災害等非常事態発生時における緊急の情報共有や、道路利用者等への情報提供に係る体制を有している。 このように、当センターは、現状において、本業務目的を達成することができる唯一の団体である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	237,604,000	237,604,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度桂川大下津地区長岡京跡・淀水垂大下津町遺跡発掘調査業務一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2-2-10	R8.4.1	(公財)京都市埋蔵文化財研究所 京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1	6130005012369	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、桂川大下津地区河道掘削事業予定地における「長岡京跡・淀水垂大下津町遺跡」の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、地方公共団体で発掘調査を実施するものである。 文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、所管する京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課に発掘調査の実施を委託依頼したところ、上記相手方で発掘調査を実施する旨通知を受けている。以上のことから、当該相手方と委託契約を行うものである。	非公表	222,992,000	-	-	公財	国認定	1者	
令和8年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 石川 伸 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(公財)アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」という。)第9条第1項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。))に委託するものとする。」が定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年5月24日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,703,984,000	1,703,984,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 北海道札幌市北区北8条西2	R8.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、本局及び各開発建設部に配置された職員や機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、委託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、インターネット等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省(減国土交通省)の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	82,379,000	82,379,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度航空安全プログラムの適用に伴う安全情報(自発報告)分析業務	支出負担行為担当官 航空局長 宮澤 康一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.1	(公財)航空輸送技術研究センター 東京都港区三田1-3-39	1010405000254	予算令第99条の2 一般競争を行い再度入札の結果、落札者がいなかったため、予算令第99条の2に基づき、左記の相手方と不落随意契約を締結した。	42,896,301	42,746,000	99.65%	-	公財	国認定	1者	
都市交通施策と公共交通利用促進型まちづくり調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、社会状況を踏まえた都市交通施策とまちづくり施策の効果的・効率的な連携に向けた検討することを目的とするものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を選定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、「都市交通施策と公共交通利用促進型まちづくり調査検討業務日本交通計画協会・日本工営共同提案体」と随意契約を行うものである。	26,994,000	26,994,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	共同提案体(代表者) (公財)都市緑化機構 他1者 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、都市緑地法に基づく優良緑地確保計画の認定制度(以下、「認定制度」という。))について、緑地確保事業者(以下、「事業者」という。))から申請があった際に、申請内容の評価基準への適合性についての調査を含む審査の支援を行うとともに、認定にあたり適切かつ公正な審査を行うための審査委員会の開催補助等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑地における価値やその課題への理解と、他制度との連携にあたり、各制度について深く分析する知見が必要である。 そのため、本件は価格中心による一般競争ではなく、「都市の緑地に係る審査、評価又は計画策定に関する業務」の実績を有していることを条件とした上で、特定テーマで、「認定申請案件の形成のための周知に当たって、想定される課題とその対応方法を具体的に提案すること」及び、「優良緑地確保計画認定制度と類似の認証制度との連携時に想定される運用上の課題とその対応方法を具体的に提案すること」を設定し、優れた業者を選定する企画競争を経て発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年1月30日から令和8年2月27日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、6者が説明書の交付を求め、2月27日までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和8年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体の企画提案が特定された。 上記相手方からは適切な企画提案が行われていることから当該法人を特定したものである。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、令和8年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,996,700	100.00%	-	公財	国認定	2者	
2027年国際園芸博覧会を活用した都市公園等に関する情報発信支援等業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	共同提案体(代表者) (公財)都市緑化機構 他1者 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年の国際園芸博覧会で日本の都市公園や庭園等に関する魅力等を国内外に発信するためのイベント実施に必要な、日程や会場確保、資機材や登壇者の調整などのコーディネートを行うとともに、イベント準備期間における情報発信のため、国営公園、海外日本庭園、日本国政府出展等に関するコンテンツ作成等支援を行うものである。 国際園芸博覧会という関係者が多岐にわたる場で複数回の海外日本庭園や都市公園に関する国際的なイベントを実施するため、本業務の履行に当たっては、登壇者の選定等を含むイベント企画を関係者間で調整しつつ、厳しいスケジュールの中で実現する能力を有することが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行った。 企画競争実施のため、令和8年2月4日から令和8年2月24日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、2027年国際園芸博覧会を活用した都市公園等に関する情報発信支援等業務都市緑化機構・公園財団共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	52,998,000	52,987,000	99.98%	-	公財	国認定	1者	
都市公園における温室効果ガス吸収源としての機能増進に関する検討調査	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-5	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市公園における温室効果ガス吸収源としての実態を把握し、都市公園の整備や管理にあたってより一層の温室効果ガス吸収源としての機能増進を図るための方策を検討することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、都市公園における緑地の温室効果ガス吸収源としての実態調査や機能増進に関する検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月5日から令和8年2月19日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
都市における緑化関連技術の普及方 策等検討調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-6	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、グリーンインフラの更なる実装に向けて、地方公共団体と民間事業者の連携によるケーススタディを行い、実装化に係る課題と対応方策について検討するほか、2027年国際園芸博覧会における緑化関連技術の情報発信についても実施するものである。 本業務の履行に当たっては、地方公共団体と民間事業者が連携してグリーンインフラを実装していく上での手法整理や課題抽出等を行う能力が必要であるとともに、緑化関連技術等に関する技術的知見を備えていることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月4日から令和8年2月24日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	41,998,000	41,977,998	99.95%	-	公財	国認定	2者	
緑化施設等による都市の暑熱対策に 関する実証調査	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	共同提案体(代表者) (公財)都市緑化機構 他1者 東京都千代田区神田神保町3-2-7	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、近年の記録的な猛暑への対策として民間事業者等と連携し、緑の持つ暑熱対策機能が人間に与える効果を実証するための調査検討を実施するものである。 本業務の履行に当たっては、暑熱対策の人的影響に係る実証調査のため、緑化空間モデルの配置検討や維持管理及び検証計画等の策定を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月4日から令和8年2月24日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、緑化施設等による都市の暑熱対策に関する実証調査都市緑化機構・ランドスケープコンサルタンツ協会共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	19,998,000	19,974,176	99.88%	-	公財	国認定	1者	
ガーデンツーリズムの効果的な普及 促進等を通じた観光振興に資する検 討調査	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-8	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、ガーデンツーリズム登録制度について、庭園と観光関係者等の多様な主体による、庭園等を場としたインバウンドを含む地域振興に資する取組のネットワークを強化するための方策を検討するとともに、2027年国際園芸博覧会におけるガーデンツーリズムの情報発信に向けた企画検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、ガーデンツーリズム登録制度の活用拡大を支援する能力や、関係団体との連携強化を図るための全国会議の開催を支援できる能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月4日から令和8年2月24日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	25,993,000	25,989,000	99.98%	-	公財	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
2027年国際園芸博覧会を契機とした多様な主体の連携による緑地確保方策の検討調査	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-9	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業の環境投資意識を把握し、緑地保全等の取組への参画等を促す仕組みの検討を行うとともに、適宜に開催した都市緑化フェア等の花・緑行事の課題と今後の方策について調査検討を行うものである。 本業務の履行に当たっては、企業の環境投資の現状と課題を調査分析や都市緑化フェアのレガシー効果を検証するため、緑地保全及び緑化の推進に関する取組への知見や各取組主体の課題を的確に捉える情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月4日から令和8年2月24日までの期間、庁内掲示掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、10者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	34,991,000	34,988,999	99.99%	-	公財	国認定	2者	
都市緑地の機能維持増進及び都市の生物多様性の確保に向けた施策等に関する検討調査	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-10	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、特別緑地保全地区等における機能維持増進事業の事例を調査し、その効果の検証を行うとともに、地方公共団体における生物多様性の確保等の指標設定について、これまでに公表している指標等の活用状況について調査し、今後の改定に向けた現状と課題の整理を行うものである。 本業務の履行に当たっては、機能維持増進事業の事例調査及び効果検証や都市の生物多様性指標の活用状況に関する調査検討を実施するため、樹木の萌芽更新に関する知見やヒアリング対象となる緑地の特性を分析する能力や各取組主体の課題を的確に捉える情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月5日から令和8年2月19日までの期間、庁内掲示掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、15者が業務説明書の交付を求め、期限までに6者から企画提案書の提出があった。提出のあった6者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	14,993,000	14,988,999	99.97%	-	公財	国認定	6者	
令和8年度 社会変化に対応した駅前広場計画のあり方検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-5	R8.4.7	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、駅前広場が整備される際に活用されてきた「駅前広場計画指針」(平成10年策定)について、策定当時から社会変化や現状の課題を考慮に入れた上で、今後の指針のあり方を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、駅前広場計画指針の更新・追加すべきポイントを的確に整理する能力が求められる。そのため、現行指針の課題や社会情勢の変化、新たなニーズを的確に把握したうえで、駅前広場計画において必要となる基本理念や考え方を再構築する視点を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年2月9日から3月2日までの期間、庁内掲示掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、3月2日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和8年度社会変化に対応した駅前広場計画のあり方検討業務日本交通計画協会・パンフィックコンサルタンツ・日建設計総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	17,974,000	17,974,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
滋賀国道管内遺跡発掘調査(整理調査)業務一式	分任支出負担行為担当官 滋賀国道事務所長 国土交通技官 田崎 祥二 滋賀県大津市竜が丘4-5	R8.4.7	(公財)滋賀県文化財保護協会 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	3160005009464	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、滋賀国道事務所管内の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、発掘調査(整理調査)を実施するものである。 「滋賀県における行政目的で行う埋蔵文化財発掘調査実施要項等の施行について(通知)」(平成19年3月15日滋教委文保第299号)により、滋賀県内において国の機関等で行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、滋賀県教育委員会が実施すると定められている。 なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第22条5項」により、所管する教育委員会文化財保護課に発掘調査(整理調査)の実施を委託依頼したところ、上記相手方に発掘調査(整理調査)の実施を依頼するよう通知を受けたことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	55,957,000	55,957,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
一般国道312号大宮峰山道路事業に係る老田古墳群ほか遺跡発掘調査一式	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 松岡 一成 京都府福知山市宇堀小字今岡2459-14	R8.4.7	(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40-3	6130005012369	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、一般国道312号大宮峰山道路事業予定地における埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき地方公共団体の機関で発掘調査を実施するものである。 京都府教育委員会基本規則第19条の16に基づき、所管する京都府教育委員会文化財保護課に発掘調査の実施を委託依頼したところ、上記相手方に発掘調査の実施を依頼するよう通知を受けている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	232,232,000	232,232,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
一般国道9号夜久野改良事業に係る稚児野遺跡の発掘調査(整理等作業)一式	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 松岡 一成 京都府福知山市宇堀小字今岡2459-14	R8.4.7	(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40-3	6130005012369	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、一般国道9号夜久野改良事業予定地における埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき地方公共団体の機関で発掘調査(整理等作業)を実施するものである。 京都府教育委員会基本規則第19条の16に基づき、所管する京都府教育委員会文化財保護課に発掘調査(整理等作業)の実施を委託依頼したところ、上記相手方に発掘調査(整理等作業)の実施を依頼するよう通知を受けている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	12,122,000	12,122,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
国道24号城陽井手木津川バイパス事業に係る柵ノ木遺跡の発掘調査一式	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 京都国道事務所長 小川 裕樹 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下の南不動堂町808	R8.4.7	(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40-3	6130005012369	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本調査は、国道24号城陽井手木津川バイパス事業における柵ノ木遺跡の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、発掘調査を実施するものである。 本調査の実施にあたって、京都府教育委員会基本規則第19条の16に基づき、所管する京都府教育委員会文化財保護課に発掘調査の実施を委託依頼したところ、上記相手方に発掘調査の実施を依頼するよう通知を受けた。上記相手は、京都府下において文化財調査を実施することができる唯一の機関であることから、上記相手方と委託契約を行うものである。	非公表	62,524,000	-	-	公財	国認定	1者	
国道24号寺田拡幅事業に係る小樋尻遺跡ほか発掘調査一式	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 京都国道事務所長 小川 裕樹 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下の南不動堂町808	R8.4.7	(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40-3	6130005012369	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本調査は、国道24号寺田拡幅事業における水主神社東遺跡ほかの埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第2項に基づき、発掘調査を実施するものである。 本調査の実施にあたって、京都府教育委員会基本規則第19条の16に基づき、所管する京都府教育委員会文化財保護課に発掘調査の実施を委託依頼したところ、上記相手方に発掘調査の実施を依頼するよう通知を受けた。上記相手方は、京都府下において文化財調査を実施することができる唯一の機関であることから、上記相手方と委託契約を行うものである。	非公表	35,409,000	-	-	公財	国認定	1者	
トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.7	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8番地38	3012405002559	本委託研究は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会において審査基準に基づき審査された結果、「トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発」(公益財団法人鉄道総合技術研究所)が研究課題として選定されたものである。 本委託研究は複数年にわたる継続課題であるが、学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会において、審査基準に基づいて継続の可否についての審査を行った結果、継続が認められたものである。 以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	15,000,000	15,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 防災教育の普及・展開に関する広報検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.14	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、学校や地域における防災教育を推進するため、(1)SNS等の広報媒体を用いた広報の実施、(2)防災学習ポータルサイトの改良、(3)イベント等を通じたコンテンツ等の効果検証、改善案の検討を行うことを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要がある。したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は「的確性」や「実現性」を有する内容であり、当該業務の遂行に十分な能力を有すると認められたため企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	14,014,000	13,981,000	99.76%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
R8大型車両の通行適正化に関する 啓発活動支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 橋本 雅道 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R8.4.14	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、大型車両の違法通行による道路損傷を解決するための、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な広報手法について企画提案を求めるために、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	14,971,000	14,971,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
札幌開発建設部管内 北海道総合開 発計画推進に係る資料作成外 一式	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 平山 大輔 北海道札幌市中央区北2条西19	R8.4.14	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、第9期北海道総合開発計画推進に資する空知地域及び石狩地域の「地域づくり推進ビジョン」のフォローアップとして、施策の進捗状況に係る資料作成及び「地域づくり連携会議」での地域の意見を集約するための会議運営補助を行うものである。 また、当該が取り組んでいる「かわたひほっかいどう」や「シーニクウバイウェイ北海道」、「わが村は美しく北海道」等との共創の取組を網羅的かつ一元的に把握するための「さっけん共創MAP(仮称)」を作成するものである。 本業務の履行にあたっては、地域づくり推進ビジョンにおいて、施策の方向や関連する施策の位置づけ、地域との連携をわかりやすくとりまとめるための検討が必要となる。また、共創の取組を通じて地域の活性化及び9期計画の積極的かつ効果的な広報に資するためには、地域づくりに関わる専門的かつ幅広い知見が不可欠と判断し、企画競争により企画提案を求めることとした。 提出された企画提案書を評価した結果、上記業者は、本業務の目的を的確に捉え、実施体制及び実施手順が妥当であることはもとより、特定テーマに対する的確性、実現性が優れた上記業者を特定し、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条4第3号の規定に基づき、随意契約するものである。	3,993,000	3,993,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
地域鉄道等向けの低コストなGOA2.5 自動運転システムの開発	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.15	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8番地38	3012405002559	本業務は、国が主体的に関与すべき鉄道の技術開発を重点的に実施する鉄道技術開発・普及促進制度において、「地域鉄道等向けの低コストなGOA2.5自動運転システムの開発」について技術開発を進めるものである。 具体的には、地域鉄道等で広く導入されている保安装置(ATS-Sx)をベースとした低コストなGOA2.5自動運転システムの技術開発を行うものである。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、これまで鉄道技術開発・普及促進制度による「地域鉄道等向けの低コストなGOA2.5自動運転システムの開発」に取り組んでおり、鉄道の自動運転に要求される事柄や信号保安装置の実現方法を熟知しているとともに、鉄道分野で自動運転に関する研究開発を行っている。GOA2.5自動運転システムの実用化には、実際に路線で現車試験を実施することが求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、前年度に行った本研究開発が、鉄道技術開発課題評価委員会において外部有識者より一定の評価を得たことから、公益財団法人鉄道総合技術研究所を特定法人等として決定したところ、透明性・競争性を確保するための手段として、特定法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを適用した調達を行うこととする。 以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約するものである。	25,000,000	25,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定・都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.15	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8番地38	3012405002559	本業務は、国が主体的に関与すべき鉄道の技術開発を重点的に実施する鉄道技術開発・普及促進制度において、「鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証」について技術開発を進めるものである。 具体的には、これまで列車前方画像を活用した各種の検知・認識システムの開発においては、事業者ごとに素材の画像データを撮影しており、学習や性能検証の範囲が限られることで様々な状況への対応に制約があることを受け、幅広い画像データを収集できるよう異なるデータ形式に対応したデータベースを構築し、画像データ共有基盤の活用に向けて、収集された画像をもとに開発されるAIを活用した検知システムを特定AIによる検知性能の定量的評価方法を検討するものである。本業務の実施にあたっては、技術力に関する要件として鉄道の列車運行設備および保線技術に関する専門的知識を有すること、業務執行体制に関する要件として技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は大学や公的研究機関、民間企業等の技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えている組織に所属する研究者等であること、業務実績に関する要件として鉄道の現場に関する画像を用いて画像処理とAIを活用した技術開発の実績を有することが求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、前年度に行った本研究開発が、鉄道技術開発課題評価委員会において外部有識者より一定の評価を得たことから、鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証共同技術開発体を特定法人等として決定したところ、透明性・競争性を確保するための手段として、特定法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを適用した調達を行うこととした。以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、参加意思確認書の提出はなかった。 【応募要件】 【技術力に関する要件】 【技術力の列車運行設備および保線技術に関する専門的知識を有すること。】 【業務執行体制に関する要件】 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の公的研究開発機関に所属する研究者等(国家公務員法(昭和22年法律第100号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) ② 研究を主要事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。 ③ 日本に登録されている民間企業等に所属する技術者等。 ※日本に登録されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。 (定款及び財務諸表を添付すること) 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道の現場に関する画像を用いて画像処理とAIを活用した技術開発の実績を有すること。 以上のことから、本業務を遂行することができるは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」にあたり特定法人等として特定していた鉄道用画像データ共有基盤の基本システム設計と実証共同技術開発体しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該事業者を選定業者として選定するものである。	50,000,000	50,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.16	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川環境教育を推進するため、河川環境の知識及び水難事故防止等について広く効果的に普及啓発するための検討及び情報発信等を行うことを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、教育関係者が河川環境教育を学校の授業で効果的に取り組めるよう、教育関係者の必要とする情報・データ等の提供手法の検討や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方策について検討・実施する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案を求める必要があった。今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は業務の目的、条件、内容を適切に把握しており、提案内容の的確性、実現性が認められたため企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,990,000	11,990,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 河川・ダム事業におけるデータフォーマット等検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.20	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、水管理・国土保全分野においてデジタルマップ上で活用する河川・ダム事業等に関するデジタルデータについて、各河川事務所等が適切に三次元河川管内図等で活用できるようになることで、河川事務所等の現場業務の効率化・高度化を実現することを目指して、デジタルデータの標準化仕様の方針を検討する業務である。本業務の実施においては、デジタルデータの河川行政における様々な場面での具体的な利活用を想定しつつ、様々な流域データを一元管理するために異なるシステムやアプリケーション間でのデータ連携を考慮することが必要となるなど、高度な知識と経験が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、「管理技術者の経験及び能力」、「的確性」で優れており、当該業務の遂行に必要な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	19,987,000	19,987,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 流域連携・生態系ネットワークの形成に向けた河川環境方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.20	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	「河川環境の整備と保全」を目的とした平成9年の河川法改正から四半世紀が経過し、多様な生物の生息・生育・繁殖環境やうるおいのある水辺空間の整備・保全、地域の風土と文化を形成する個性豊かな川づくりなどを通して、河川環境に関する多くの知見が蓄積されてきた。一方で、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた河川環境施策のさらなる充実が必要である。本業務は、令和6年5月の「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」から出された提言等を踏まえ、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に向けた河川・流域環境の保全・創出方策に関する技術的検討及び流域の関係主体の環境保全・創出の取組を促進する制度の検討、河川生態分野の研究・知見収集等を行うものである。本業務の実施にあたっては、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に向けた河川・流域環境の保全・創出方策に関する技術的検討及び流域の関係主体の環境保全・創出の取組を促進する制度の検討や河川生態分野の研究・知見収集等を行う必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案による手続きを行う必要があった。その結果、上記相手方は、「業務理解度」及び「実施手順」において十分に評価でき、また特定テーマに対する企画提案の「的確性」及び「実現性」に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	72,644,000	72,600,000	99.94%	-	公財	国認定	1者	
洋上風力発電の導入促進に向けた基地港湾等に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.21	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	本業務は、洋上風力発電設備の施工や維持管理に対応する基地港湾に求められる施設規模等に関する検討を行うものであるが、我が国における本格的な洋上ウインドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の実績が少ないことや風車の大型化や構造物の多様化等の洋上風力発電の情勢の変化が著しい中で、これらの事情を考慮しながら洋上風力発電を実施する上で必要となる基地港湾の規模等の知見が少ないため、基地港湾に関する検討を行う際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	64,592,000	62,810,000	97.24%	-	公社	国認定	1者	
河川維持管理の最適化に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.22	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川維持管理の最適化に向け、効率的な河川管理手法等の検討、河川管理施設等の点検評価業務等の改定案の策定及び、維持管理・修繕・更新に係る将来推計等データの作成・分析等を実施するものである。本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、河川管理の効率化、施設操作手法の最適化等の検討を行う能力が必要であり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案を求めた必要があった。今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、実施方針等を適切に把握するとともに、河川管理の効率化、施設操作手法の最適化等を検討するにあたって留意すべき事項等を体系的に理解した提案であり、実現性も十分であることから、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	53,097,000	52,954,000	99.73%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度2027年国際園芸博覧会政府出展の管理運営等に係る業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.23	(公社)2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を国土交通省及び農林水産省と連携して実施するため、政府出展の管理運営・広報・行催事等に係る準備及び実施を行うものである。 本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、各国及び国内の賓客接遇等を担うことが想定されることから、会場全体の施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な整備、接遇、運営等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際博覧会又は開催を予定している国際博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	345,279,000	340,000,000	98.47%	-	公社	国認定	1者	
令和8年度 河川事業等の広報資料作成等業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.23	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	本業務では、近年激甚化・頻発化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、河川事業等の概要や効果等について発信するため、わかりやすい資料の作成等を行うものである。本業務の実施にあたっては、国民に対して、治水事業等の取組を効果的に広報するための高度な専門的知見を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の企画提案は、業務理解度及び特定テーマに対する「的確性」で特に優れていると企画競争等審査委員会において認められた。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,913,000	11,880,000	99.72%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 河川に係る活動に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.23	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの河川に係る活動について広く調査し、国内における水循環系への関心を把握することにより、「日本水大賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運営方針を検討し適切に反映・実施することを目的とする。本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である流域総合水管理の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や調査分析を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	30,976,000	30,965,000	99.96%	-	公社	国認定	1者	
令和8年度 漏水時等における下水再生水利用拡大に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.24	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、下水再生水等の利用について、平時・漏水時の目的に応じた活用に関する評価を行い、利用の拡大に向けた検討を行う。また、水質基準の改正や近年の技術革新等を踏まえた下水処理水の再利用水質基準等マニュアルの改訂に向けた検討を行う。務の実施にあたり、再生水利用の拡大に向けた方策の検討、再生水利用の拡大に向けた方策の検討を行うことが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、マニュアルの改訂等における留意事項が具体的に示されているほか、国際規格の内容を取り入れる際の留意事項が示されていることから説得力が高く、妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	28,743,000	27,929,000	97.17%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 上下水道分野における革新的技術等普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.27	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	水道・下水道を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、職員の減少、老朽化施設の増加、自然災害の激甚化等厳しさを増すとともに、施設のメンテナンスの高度化・効率化に資する上下水道DX、脱炭素・経済・食料安全保障への対応等新たな課題もあり、こうした多様な課題の解決のために効果的・効率的な技術開発が求められている。本業務では、上下水道事業における課題解決に向けて、今後実施すべき技術開発の方向性と革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、上下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。本業務の実施に当たっては、上下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	32,956,000	32,890,000	99.80%	-	公財	国認定	1者	
大規模地震発生時における防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築に係る運用計画策定業務	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.4.27	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	南海トラフ地震及び首都直下地震については、近年その発生の切迫性が指摘されており、前者は令和7年3月に、後者は同年12月に新たな被害想定も公表されたところである。特に、南海トラフ地震については、この新たな被害想定も踏まえ、令和7年7月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、「命を守る」「命をつなぐ」対策が重点化されるとともに、超広域にわたる被害への対応として、被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析の推進が掲げられている。 また、基本計画に基づき、中央防災会議幹事会決定の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(以下、「具体計画」という。)が策定されており、国土交通省を含む政府全体で、発災時には当該計画に基づく応急対策活動を実施することとなる。 具体計画に基づき、国土交通省では、人員・物資・燃料・資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行うとともに、海上輸送拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築することとなる。一方で、具体計画に基づく海上輸送体制を構築する具体計画で定められた海上輸送の拠点は港湾単位であり、被災地への輸送が必要となる物資量等の具体的な想定及び広域的な港湾の運用計画については検討されていないことが課題である。 具体計画の実効性を向上させるためには、物資別の海上輸送の需要量や、物資別の海上支援ネットワークを想定し、港湾管理者等との全国的な連携体制等を整理し、防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築に係る運用計画をとりまとめる必要がある。 本業務では、令和7年3月に公表された南海トラフ地震の新たな被害想定等も踏まえ、発災後の時間経過も含めた被災地域別・物資別の海上輸送需要量等の把握、被災地域別・物資別の海上支援ネットワークの検討、国土交通省・各地方整備局・港湾管理者等との全国的な連携体制の整理を実施し、防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築に係る運用計画の素案の策定を行うものである。 このうち、海上支援ネットワークを形成するために重要な要素の検討については、被害が広域にわたる南海トラフ地震を対象とした検討はこれまで行われていないことから、検討に当たり考慮すべき観点が明確でないため、仕様を確定することが困難である。このため、専門的知見を有するものから着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要がある。 以上により、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、上記業者が特定された。 これは、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記の業者と随意契約を締結するものである。	24,838,000	24,750,000	99.65%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 モデル都市・地域の上下水道における脱炭素化に向けた方策検討支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.5.11	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003303	2030年地球温暖化対策の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるべく、上下水道に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更なる取組を図る必要がある。以上を踏まえ、本取組では、モデル地域の上下水道施設を対象としたエネルギー消費分析、省エネルギー対策の実施支援を行うとともにカーボンニュートラル地域モデル処理場の先進事例等の水平展開等に係る検討支援を実施し、上下水道分野の脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資することを目的とする。本業務の実施に当たっては、モデル地域のエネルギー消費分析や省エネルギー対策の実施支援等を行う上で、上下水道事業や地球温暖化対策に関する専門性が求められるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であったことから、説得性が高い提案として、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	64,977,000	64,768,000	99.68%	-	公財	国認定	2者	
大規模な事故を対象とした下水道BCP策定マニュアルに関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003303	下水道BCPは、住民の生命・財産に大きな影響を与え、業務を中断させないことや、中断しても可能な限り短い時間で業務を再開することが容易ではない地震や津波、水害、降灰の自然災害を対象としているが、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市道路陥没事故では、大規模な道路陥没によりトラック運転手が死亡し、加えて約120万人に下水道の使用自棄を求めるなど、重大な事態が発生した。本業務は、下水道事業の業務継続に支障を及ぼす可能性のある大規模な事故に対しても活用できる下水道BCPを検討し、「下水道BCPマニュアル策定マニュアル2022年版(自然災害編)(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)」を改定することが必要であり、企画競争を行う必要があった。その結果、上記相手方の企画提案書は、業務理解度や実施手順が的確に示されており、業務の目的にかなった「的確性」や「実現性」についても満足できるものであること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	7,997,000	7,931,000	99.17%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度管路メンテナンス技術の高度化・実用化に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.5.13	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003303	令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、国土交通省が設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」が令和7年5月28日よりまとめた第2次提言等では、地下空間の安全性の確保を目的とした技術や点検・調査等を自動化する技術の高度化・実用化に取り組むべきことが示された。本業務では、管路メンテナンスの高度化に資する技術の現場実装・普及に向けて参考となる知見の収集整理や方策・ロードマップ等について検討することを目的とする。本業務の実施に当たっては、管路メンテナンスの高度化に資する技術の現場実装・普及に向けて参考となる知見の収集整理や方策・ロードマップ等について検討が必要とされており、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	9,977,000	9,944,000	99.67%	-	公財	国認定	1者	
地域共創推進業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 榎本 洋之 北海道札幌市北区北8条西2	R8.5.14	(公財)はまなす財団 北海道札幌市中央区北5条西6-2-2	9430005010380	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 第9期北海道総合開発計画において、主要施策の一つとして位置づけられた「多様で豊かな地域社会の形成」を推進するため、人への投資と多様な人材・主体による共創を図ることとしている。 本業務は、北海道開発局が地域の未来を担う人材育成に貢献し、生産空間の維持・発展を図ることを目的として、地域づくりをテーマにした学生の探究学習成果発表会、地域づくり交流会を実施するとともに、産業連携表を用いた人材育成等に向けた取組を実施するものである。 また、北海道内各地において、地方公共団体、住民、NPO、企業、教育機関等と連携・協働し、地域の課題解決や価値向上に資する共創の取組を支援するため、ワークショップ等の開催補助等を行うものである。 このことから、企画競争による発注方式にて実施することとして手続きを進めた結果、当該業者の企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定し、随意契約を行うものである。	6,998,200	6,992,700	99.92%	-	公財	国認定	1者	
自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 石原 大 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.5.21	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2丁目7-8住友水道橋ビル8階	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	35,618,000	35,618,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務(業務委託)	支出負担行為担当官 物流・自動車局長 石原 大 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.5.21	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2丁目7-8住友水道橋ビル8階	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	151,229,654	126,410,996	83.59%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 下水道による総合的な都市浸水対策に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.5.26	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務は、下水道によるハード・ソフトの両面から実施する総合的な都市浸水対策や、気象業務法等の改正に関連し新たに設けられる避難情報を踏まえたトリガー情報の設定等について、その手法や推進方策を検討することを目的とする。その結果、上記相手方の提案は、業務の目的、条件、内容及び業務手順が明確に示されており、また、下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策を検討する上での解決策とその手法が明確に示されており、特定テーマに関する企画提案の実施方針及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	39,985,000	39,930,000	99.86%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 都市交通分野及び都市開発分野の海外展開のあり方検討・支援業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-6	R8.5.27	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、モノレール、AGT、LRT等の都市交通分野の導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、都市交通分野市場の動向等を踏まえた海外展開戦略の検討や、先方政府関係者等を含めた現地機関へのヒアリングの実施、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行い、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進するものである。 本業務の履行にあたっては、都市交通システムの市場特性、動向等も踏まえた上で、本邦企業の受注・参入スキーム等の海外展開戦略を体系的に分析し、先方政府・地方自治体関係者等を対象とした普及セミナー等の企画・開催支援するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年3月5日から3月27日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、3月27日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和8年度 都市交通分野及び都市開発分野の海外展開のあり方検討・支援業務 日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していることと判断できることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	23,991,000	23,991,000	100.00%	-	公社	国認定	3者	
令和8年度 立地適正化計画に係る意向調査等分析業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-4	R8.5.29	共同提案体(構成員) (公財)都市計画協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、立地適正化計画の裾野の拡大や実効性を向上させるために、取組に着手していない市町村における計画作成の促進及び作成済み市町村における適切な評価・見直しの推進に資するデータや情報をアンケートやオープンデータ等から収集し、分析を実施する。加えて、立地適正化計画の地方自治体の運用状況を把握し、課題整理等を行うことを目的に、地適正化計画に係る意向調査の検討、作成等や意向調査結果の集計、整理及び分析等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、立地適正化計画を作成済で見直しが未実施の市町村や計画未作成市町村の実情を深く理解し、見直しや作成に対する課題の整理を行うとともに、実施に向けた新たな指標の検討を行う等、高度な知識・技術を有していることなどが必要である。こうした業務の性質から、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年3月13日から令和8年3月30日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、3月30日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和8年度 立地適正化計画に係る意向調査等分析業務共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していることと判断できることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 都市計画に関する基礎的データ調査収集検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-6	R8.5.29	共同提案体(構成員) (公財)都市計画協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、国が整備・公開する都市計画決定情報GIS データの更新を行うとともに、都市計画基礎調査のオープンデータ化に関する課題の調査やあり方の検討を行い、その成果を都道府県等に普及啓発することを目的とする。また、都市計画現況調査についてデータの収集方法や今後のあり方について検討し、精度の向上による活用推進を図ることを目的とする。 本業務の履行にあたっては、最新の都市計画データ標準製品仕様書に準拠した全国のGIS データの整備や、都市計画基礎調査のオープンデータ化に関する課題調査、都市計画現況調査の今後のあり方検討など、高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年3月9日から3月30日までの期間、庁内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、3月30日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、日建設計総合研究所・都市計画協会・土地総合研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	19,965,000	19,965,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
ウォークابل施策の深化及び、更なる普及啓発に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.1	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、都市交通検討会における議論や制度の活用状況・効果分析を整理し、ストリートデザインガイドラインの改訂に向けた調査・検討および改訂案の作成を行う。あわせて、令和8年度までのウォークابل事業の動向整理、効果や課題の把握、国内外の先進的知見の収集・共有、普及啓発に係る会議運営支援等を通じて、ウォークابل施策の新たな理念に沿った都市空間づくりの深化と全国的な普及拡大を図るものである。 本業務を行うにあたっては、都市再生政策または都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、「ウォークابل施策の深化及び、更なる普及啓発に向けた調査検討業務株式会社国際開発コンサルティング・公益社団法人日本交通計画協会・日本工営株式会社共同提案体」と随意契約を行うものである。	22,979,000	22,902,000	99.66%	-	公社	国認定	2者	
都市における自動運転技術と生活を支えるモビリティハブの普及に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.1	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、望ましい都市像の実現に資する自動運転技術およびモビリティハブの導入に向け、各種計画への反映を見据えた課題整理及び方向性を検討することを目的とするものである。本業務を行うにあたっては、都市交通政策又は自動運転政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、「都市における自動運転技術と生活を支えるモビリティハブの普及に向けた調査検討業務日本交通計画協会・日建設計総合研究所・パシフィックコンサルタンツ共同提案体」と随意契約を行うものである。	10,995,600	10,989,000	99.94%	-	公社	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
連立事業及び交通結節点等の駅周辺・沿線まちづくりのあり方検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.1	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、連続立体交差事業による鉄道高架化や交通結節点整備等、駅周辺施設整備や鉄道沿線まちづくりに関する課題や効果等を把握し、連続立体交差事業及び交通結節点整備や鉄道沿線まちづくりのあり方等について検討するものである。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺基盤整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があるものと判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、「連立事業及び交通結節点等の駅周辺・沿線まちづくりのあり方検討業務日本交通計画協会・オリエンタルコンサルタンツ・八千代エンジニアリング共同提案体」と随意契約を行うものである。	32,956,000	32,956,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
国内外における多様なモビリティの動向や駐車場の適切な維持管理等に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.1	共同提案体(構成員) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、令和8年5月に策定された第3次自転車活用推進計画の内容を踏まえた自転車等駐車場やシェアサイクル等の動向調査や公営自動車駐車場や機械式自動車駐車場について設置から長期間経過した施設も近年では多く存在している現状を踏まえ、安全性確保、維持管理の最適化、ならびに更新・改修に関する調査・検討を行う。 本業務を行うにあたっては駐車場政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、「国内外における多様なモビリティの動向や駐車場の適切な維持管理等に向けた調査検討業務株式会社ドーン東京支店・公益社団法人日本交通計画協会共同提案体」と随意契約を行うものである。	16,962,000	16,962,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.2	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、パリ協定に基づく枠組のもとで条約事務局に提出する、都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータを整理するとともに、吸収量算定の精度向上に係る検討を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行に当たっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定に必要な知見や、都市緑化等による吸収源対策に関する国際的な動向についての情報収集に必要な能力、吸収量算定の制度向上に関する検討等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和8年4月1日から令和8年4月15日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度通行規制情報等の提供業務	支出負担行為担当官 国土地理院長 河瀬 和重 茨城県つくば市北郷1番	R8.6.9	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号	20100005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、通行規制情報を保有し、その提供元である、左記業者と随意契約を行うものである。	3,801,450	3,795,000	99.83%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 斎掛 敏夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.12	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿楽町2-7-8 住友水道橋ビル8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、関係省庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レベル4自動運転等の実現にあたり道路構造や道路交通環境が自動運転車等に及ぼす影響や事故発生リスクについて整理する。これらの結果から事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車等における交通事故の発生要因の分析及び事故の再発防止策の検討に必要な知識と、分析・検討の裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 自動運転車を含む自動車の交通事故に関して、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関するデータを有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。さらに、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故事例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,700,000	99.01%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度流域別下水道整備総合計画等のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.23	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務は、流域別下水道整備総合計画(以下「流総計画」という。)等のあり方に関する検討を行うとともに、戦略的な水環境管理のあり方の検討を踏まえ、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説の改訂等に向けた検討を行うことを目的とする。業務の実施にあたり、流総計画に関する今後のあり方についての検討等が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、今後の流総計画のあり方に関する検討を行う上での留意すべき事項についての提案がなされ且競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	39,996,000	39,996,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 鉄道構造物の耐震設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.24	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8番地38	3012405002559	鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成19年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位置付けられている。 現行の設計標準(耐震設計)は平成14年に改訂され、改訂後10年以上が経過している。この間に発生した大規模地震や、最新の地震工学の知見を踏まえ、設計標準(耐震設計)に反映させる必要がある。 本業務は、設計標準(耐震設計)に、大規模地震の経験や、最新の地震工学の知見を反映させるための調査研究を行うことを目的としている。 これらの目的を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、耐震設計のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術の知見、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について(平成18年9月28付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	32,912,696	31,900,000	96.92%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 栄養塩類の能動的運転管理の導入促進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.25	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、下水道管理者が地域のニーズ等を踏まえた水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して実行する、栄養塩類の能動的運転管理の導入促進に向けた施策の検討を行う。業務の実施にあたり、地域ニーズ等を踏まえた水環境創出のための下水道施策実現に向けた検討や、様々な社会的要請等に効果的に対応するための下水処理のあり方の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、栄養塩類の能動的運転管理の導入促進に向けた施策を検討するにあたり、整理すべき事項を具体的に示した提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	34,980,000	34,980,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度 水環境改善の推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.25	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、合流式下水道の今後の施策及び水質検査方法等に関する検討、「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」の改定に向けた委員会資料作成、運営等、東京湾再生に向けた流域対策のとりまとめ等を行う。業務の実施にあたり、合流式下水道の今後の施策及び水質検査方法等に関する検討や、水系水質リスク及びその対応に関する検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、合流式下水道の雨天時放流水質検査の効率的・効果の実施に向けた検討及び水系水質リスクへの対応について優先して検討を行うべき物質を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	33,957,000	33,957,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
全国の海岸の環境・利用に関する実態調査・検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 林 正道 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.29	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、地域活性化に資する海岸の利活用及び環境保全の先進的な取り組みのとりまとめや普及・展開に向けた施策を検討することを目的とするものであり、海岸利活用や環境保全に関する専門的な知識が求められる。したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	10,802,000	10,802,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
燃料電池車両等の社会実装に向けた技術基準の整備方針等の調査	支出負担行為担当官 黒須 卓 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R8.6.29	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2丁目8番地38	3012405002559	2050年カーボンニュートラルや水素社会の実現に向けて、鉄道分野においても水素の利活用を推進することが求められており、水素を燃料とした鉄道車両については、社会実装に向けた技術開発や実証実験等が進められている。燃料電池車両の構造に関する技術基準が整備されたが、燃料電池車両の営業運転に向けては、保全に関する技術基準についても整備する必要がある。令和7年度に取りまとめた燃料電池車両に係る検査項目、周期等の保全に関する基礎的な情報を元に、保全に関する技術基準の検討を深める必要がある。また、水素を燃料とする鉄道車両の技術については更なる発展が見込まれることから、当該技術の活用、開発計画等を定期的に把握し、必要に応じて技術基準を検討することが求められる。 この調査目的及び内容を鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道事業者等の燃料電池車両の技術開発を調査でき、鉄道車両に関する技術基準省令及び関連通達等に関する知見を有しているとともに、燃料電池車両の保全を検討するためにその構造等を熟知している必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、カーボンニュートラルに向けた研究開発案件として燃料電池車両の開発に取り組んでおり、その構造を熟知しているとともに、鉄道事業者等の技術開発及び実証実験計画を調査できる組織を有する研究機関である。多様な鉄道事業者の車両や電気設備等装置に関する安全性検証による技術基準の見直しの検討を行った経験があることを踏まえると、本調査の実施が可能なのは国内では、同研究所以外に想定されないところである。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について(平成18年9月28日付)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとしたい。	2,057,236	1,859,000	90.36%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。